

SPORTS PLAZA 



入会のしおり
フリーコース



ご挨拶

この度ご入会を賜り誠にありがとうございます。

スポーツプラザACEは、心身ともいつまでも健康でありたいとする

皆様の願いにお応えすべく誕生いたしました。

自然と水をテーマにした学びと遊びの空間を、安全・清潔・快適に

創造しました。必ずや皆様のご期待に添うものと確信しております。

健康づくりはもとより、体力づくり、シェイプアップ、さらに記録

の追求と、会員皆様がそれぞれの目標に向かって大いに進まれる

ための場づくりに私どもの使命感を燃焼させることができますれば、

これに過ぐる喜びはありません。

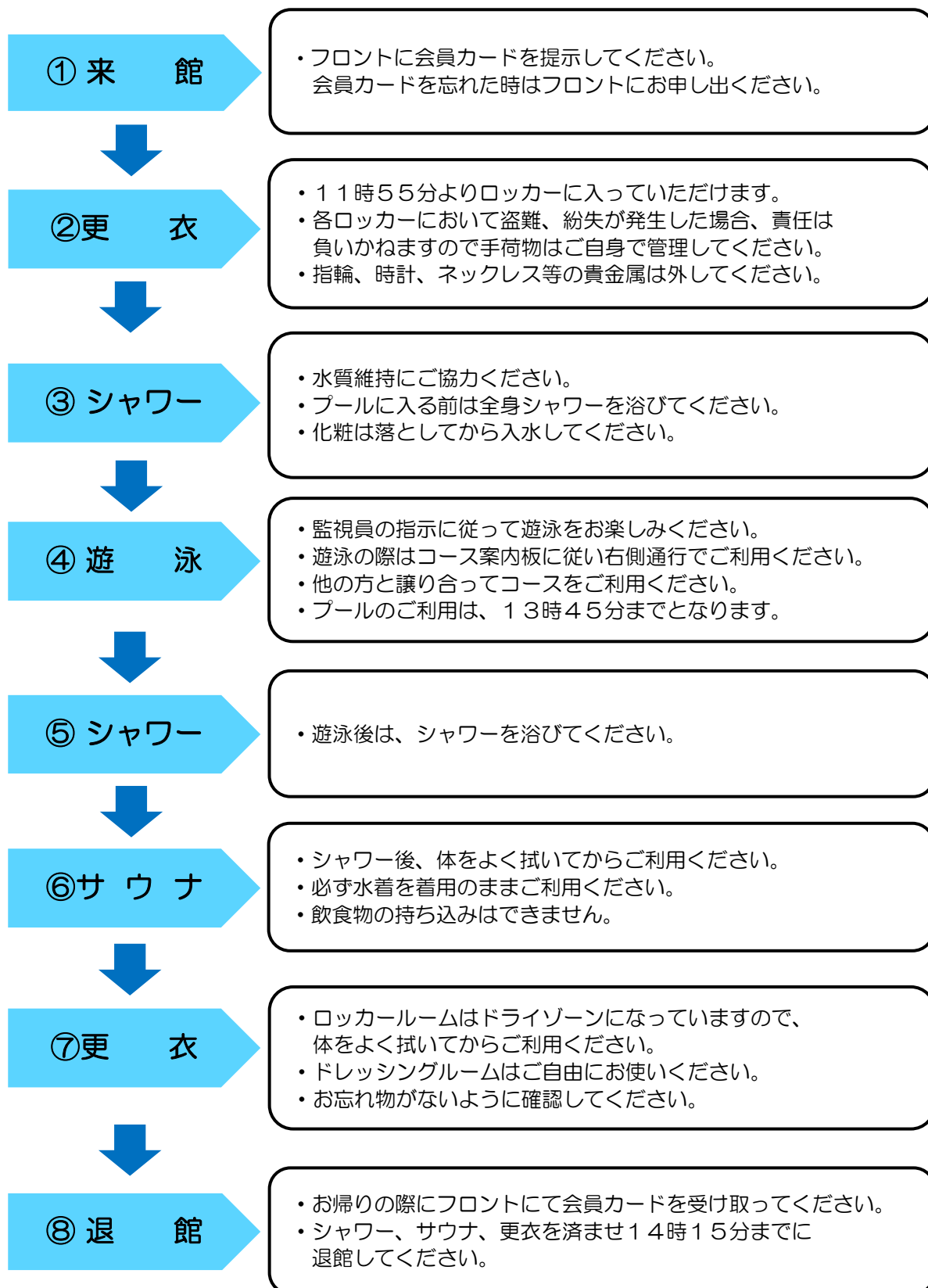
今後とも末永くスポーツプラザACEにご支援、ご指導、ご鞭撻を

賜りますようお願い申し上げます。

スポーツプラザACE

来館からの流れと諸注意

<フリーコース>



スポーツプラザACE規約

総則

第 1 条 (名称)

本施設は、スポーツプラザACE（以下ACEと略す）と称します。

第 2 条 (所在地)

ACEの所在地は、京都市南区吉祥院西ノ庄向田町23-2とします。

第 3 条 (目的)

ACEは、水に対する正しい理解と関心を深め、あわせて健全な心身を育成し、スポーツ振興を図り、円満な人間関係をつくることを目的とします。

会員

第 4 条 (会員制度)

ACEは、施設利用のため会員制度を設けます。会員は本規約に従い利用することができます。

第 5 条 (会員の種類)

ACEの会員は、下記の種類とします。

1. スクールコース会員

2. フリーコース会員

但し、ACEは、必要に応じて会員の種類を新設、変更することがあります。

第 6 条 (会員資格)

ACEの趣旨に賛同する方で、所定の入会手続きを終えACEが審査の上、入会を認めた方は会員資格を有するものとします。

刺青のある方、暴力団関係者、伝染病、皮膚病、精神病等の疾患、医師から運動制限を受けている方は、入会をお断りする場合があります。

第 7 条 (入会手続)

入会希望者は、所定の入会申込書、健康申告書に必要事項を記入、捺印（署名）し、別に定める諸費用を納入するものとします。

第 8 条 (会員証)

1. ACEは会員に対し、会員証を交付いたします。

2. 会員はACEの施設を利用する場合には、必ず会員証を携帯し、提示するものとします。

3. 会員証の貸与及び譲渡はできません。

4. 会員は会員証を紛失した場合は、直ちにフロントに申し出て、所定の手続きを行い、再発行を申請するものとします。

第 9 条 (会員の遵守事項)

会員は下記の事項を遵守しなければなりません。

1. 職員の指示に従い、ルールを守ること。

2. 秩序を守り、他に迷惑をかけないようにすること。

3. 各自、健康管理に充分留意すること。

4. 貴重品や多額の現金を施設内に持ち込まないこと。

第 10 条 (休会)

会員は怪我、病気、その他の理由で休会する場合、休会希望月の前月20日までに所定の届書を提出しなければなりません。

- 第 11 条 (退会)
会員は退会を希望する場合、退会希望月の20日までに所定の届書を提出しなければなりません。
- 第 12 条 (入会金等の不返却)
一旦納入された入会金、年会費、授業料(月会費)、休会費等はACEが認めた事案以外は返金いたしません。
- 第 13 条 (会員資格の譲渡)
ACEの会員資格の譲渡はできません。
- 第 14 条 (会員資格の喪失)
会員が下記の事項に該当した場合はその資格を失います。
1.年会費、授業料(月会費)、休会費等を期限までに納入せず、かつ、督促に感じなかったとき。
2.会員が死亡したとき。
3.入会時に虚偽の申告をしたとき。
4.会員資格がない事が判明したとき。
- 第 15 条 (除名)
会員が下記の事項に該当した場合、会員を除名することができます。
1.本規約その他ACEの定める規則に違反したとき。
2.ACEの名誉、信用を毀損したとき、または秩序を乱したとき。
3.会員として品位を欠くと認められる非行のあったとき。
4.他の会員に迷惑を及したとき。
- 第 16 条 (管理責任)
当施設内で発生した事故、盗難については一切責任を負いません。
但し、授業時間内でACEの責と認められる事故についてはACEの加入する保険の範囲内での補償をし、それ以上の補償は負わないものとします。
- 第 17 条 (会員の損害賠償責任)
会員はACE諸施設の利用中、自己の責任に帰すべき事由によりACEまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

施設

- 第 18 条 (施設)
ACEにはスイミングプール、サウナ、スパイラルウォータースライダー、体操場の施設のほかロッカールーム、シャワールーム、プロショップ等の付属施設を設けます。
- 第 19 条 (休館)
ACEは年間スケジュールに定める定休日の外に、施設の点検、整備、補修、その他やむを得ない事由が発生した場合、休館することがあります。
又、ACEは必要に応じて臨時休館日を設けることがあります。
- 第 20 条 (施設の閉鎖及び利用制限)
ACEは下記の場合、本施設の全部もしくは一部を閉鎖し、又は施設の利用制限をすることができます。
1.天候、災害、その他により、開館が不可能と認められたとき。
2.施設の改善、補修、点検等を行うとき。
3.ACEの主催する催事等を開催するとき。
4.法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢によるとき。
5.経営上必要と認められたとき。
なお、1.の場合代替の授業は行わないものとします。

第 21 条（施設の改造）

ACEの運営上必要と認めたときは、施設及び付属施設の一部又は全部を改造することがあります。

その他

第 22 条（入会金、授業料（月会費）、施設利用料等の変更）

会員が負担すべき入会金、授業料（月会費）、施設利用料等については、社会経済情勢の変動に応じて変更することがあります。

第 23 条（規則、細則等）

本規約に定めない事項ならびに業務上必要な事項は、規則、細則等による他、必要に応じてACEがこれを定めます。

第 24 条（規約の改正）

本規約の改正は必要に応じてACEがこれを行い、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

第 25 条（発効）

本規約は2019年 4月 1日から発効いたします。

フリー規則

- 第 1 条 (会員の要件)
フリーコースにおける個人会員は16歳以上の個人（未成年者は親権者の同意書が必要）である
こととします。
- 第 2 条 (入会金)
入会希望者は、入会手続き時に別に定める入会金を納めるものとします。
- 第 3 条 (年会費)
会員は別に定める年会費を納めるものとします。
- 第 4 条 (月会費納付)
月会費は前納制とし、会員は入会時に1ヶ月分の月会費を納めなければなりません。
翌月分以降は、預金口座振替とします。
- 第 5 条 (会員証)
会員には会員証を発行します。会員証は来館時に必ずフロントにて提示してください。
紛失した場合は直ちにフロントにて所定の手続きをしてください。
- 第 6 条 (休会)
1ヶ月以上病気、その他の理由により休まれる方は、届書に必要事項を記入し捺印（署名）の上
別に定める休会費を納めるものとし、休会希望月の前月20日までに届け出ものとします。
- 第 7 条 (退会)
やむを得ない事情により退会を希望する方は、届書に必要事項を捺印（署名）の上、退会希望月
の20日までに届け出るものとします。
- 第 8 条 (施設利用の範囲)
会員の施設利用範囲、その条件並びに特典についてはACEが別に定めます。
- 第 9 条 (諸規則の遵守)
会員はACEが定める規約並びに本規則を守らなければなりません。



☎ (075) 315-0210

<http://www.sp-ace.jp>

ニュードライバー教習所直営